

アルコール事業法に基づく許可通知書等への公印の省略について

令和 7 年 6 月 1 日
四 国 経 済 産 業 局
産 業 振 興 課 アル コ ー ル 室

政府全体として行政のデジタル化に向けた取組を進めているところですが、その一環として、令和 2 年 1 2 月 2 8 日付けで、アルコール事業法に基づく申請書、届出書、報告書への押印を廃止したところです。

今回、さらにデジタル化を推進する観点から、アルコール事業法に基づく許可通知書等への公印についても、省略することとなりましたのでお知らせいたします。

本件に関するお問い合わせ先：四国経済産業局 産業部 産業振興課アルコール室
電話：087-811-8528
メール：bzl-shikoku-alcohol@meti.go.jp